

小型技術刷新衛星研究開発プログラム

オンボードPPP技術の軌道上実証に係る共同研究提案要請 質疑応答

2023/12/18作成

| | 質問 | 回答 |
|---|---|--|
| 1 | 2023年11月のRFIに含まれていた「オンボードPPPアルゴリズム・製品開発編」に係る軌道上データの取得については、今回の公募では対象外ですか？ | ご理解の通りです。今回の公募では、軌道上のデータ取得については対象外となります。いただいた情報をもとに今後の進め方について現在検討しております。 |
| 2 | 提案書_様式1の「3. その他の特記事項」については、評価の対象外ですか？ | 特記事項は補足があればご記載いただきたいもので、評価の対象とはしていません。 |
| 3 | ロケットの選定に関して、国内製・海外製どちらのロケットを選んでもよいですか？ | 問題ありません。今回の打ち上げ手段は提案事業者側の役割とさせていただいておりますので、ロケットについての制約は特段設けておりません。 |
| 4 | 今回の軌道上実証に関しては実証内容が出来れば、会社として別のミッションを持っている衛星であっても問題ないですか？ | 他のミッション・事業との相乗りでも問題ありません。ご提案の中で、他のミッション・事業との関係を明確にさせていただき、本軌道上実証に対してどの程度対応可能かをご提案ください。 |

2023/12/22追加

| | 質問 | 回答 |
|---|---|--|
| 5 | 加算項目A-1について、提案要請書ではMt.FUJI搭載が5点、拡張案1対応が1点という配分が書かれているのに対し、様式1では提案要請書ではMt.FUJI搭載が4点、拡張案1対応が2点という配分が書かれています。どちらが真ですか？ | 提案要請書が正です。様式は修正致します。 |
| 6 | 加算項目Cについて、「※アジャイル実証をするプログラムであることから、FY2026年度までに打ち上げる計画であること」と記載されていますが、これは衛星の開発方式もアジャイルな方式で実施することを想定していますでしょうか。具体的には、PDR・CDR等の各種審査会の実施や、信頼性・品質保証の考え方について、従来のJAXA標準とは異なる方式で開発を行うことは許容されますか？ | 衛星開発は衛星事業者の役割とさせていただいておりますので、事業者主体の開発プロセスにて実施いただくことを想定しています。 |
| 7 | 機構からの支払いについて、どのようなタイミングでどのような割合で支給されますか？ | 共同研究契約書を締結する際、どのタイミング（年度）でいくらお支払いさせて頂くかを定めません。2023年度分は契約書締結時、2024年度以降は各年度に入った段階で請求書を頂き、当機構からお支払いを致します。具体的な内容は、採択後に調整させて頂きます。 |
| 8 | 機構から提供される機器（特にフライトしないEM）の所有権は機構と事業者のどちらに属しますか？ | EMについては、JAXAに所有権が属します。 |
| 9 | SLRの観測結果を事業者側でも利用することは可能ですか？ | 本共同研究を実施するために利用頂くことは可能です。良い利用方法などありましたら、提案書にご記入ください。 |